



|  |
| --- |
| **自動車税（環境性能割）** |

■**納める人**

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー等）と二輪車は課税対象となる自動車には含まれません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■**納める額**

**自動車の取得価額（課税標準額）　×　　税率　　＝　　税額**

**●自動車の取得価額**

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常の取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合は、免税となります。

また、先進安全自動車（ＡＳＶ）特例等について詳しくは、３ページに記載しています。

**●税　率**

自動車税（環境性能割）は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。具体的な税率については、次ページに記載しています。

　[大阪府　自動車税（種別割）　税額表](http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/jidousyazeigakuhyou.html)　 検索

■**納める方法**

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出し、納めます。

自動車の登録についてのお問合せは運輸支局又は検査登録事務所まで

・近畿運輸局大阪運輸支局　　　　　　　　　050-5540-2058

・同支局なにわ自動車検査登録事務所　　050-5540-2059

・同支局和泉自動車検査登録事務所　　　050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。

自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

　　　[近畿運輸局](https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/)　 　検索

**○自動車税・軽自動車税（環境性能割）の税率表（新車・中古車問わずに適用）**

**適用期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日**



**〇令和４年度　自動車税（環境性能割）に係る特例措置（バリアフリー・先進安全自動車（ＡＳＶ）特例）**

|  |
| --- |
| **自動車税（種別割）** |

**■納める人**

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税（種別割）は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車等については、市町村で軽自動車税（種別割）が課税されます。

※一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方については、減免の制度が

ございます。詳しくは「自動車税（環境性能割・種別割）の減免のしおり」をご覧ください。

　　[大阪府　減免のしおり](https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html)　 　 検索

■**納める額**

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率（年税額）が定められていますが、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

**●月割計算による課税**

**×**

**＝**

**月割税額**

 **（100円未満の端数金額は切り捨てる**）

**年税額**

**登録月の翌月から３月までの月数**

**12**

**●月割計算による還付**

　年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■**納める方法**

**●申　告**

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出しなければなりません。

**●納　税**

賦課期日（毎年４月１日）に自動車を所有している人は、４月から翌年３月までの１年分の税金（年額）を府から送付される自動車税（種別割）納税通知書で、５月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続の際に自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出し、納めます。

**●納付書の交付について**

自動車税（種別割）の納付書を窓口で交付する際には、自動車の登録番号と車台番号の下４桁を確認させていただきます。

■**グリーン化税制**

環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税（種別割）の軽減を行い、環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う制度です。

**●環境負荷の小さい自動車**

初めて新規登録（以下、「新車新規登録」といいます。）をされた次表の自動車について、新車新規登録した翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは１年度分のみです。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 令和３年度に新車新規登録した場合（令和４年度の税率が軽減されます。） |
| 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車　（自家用・営業用を問わない） | 税率を概ね75％軽減 |
| ガソリン自動車、ＬＰＧ自動車、クリーンディーゼル車（営業用乗用車に限る） | 令和12年度燃費基準70％達成かつ令和２年度燃費基準達成 | 令和12年度燃費基準90％達成かつ令和２年度燃費基準達成 |
| 税率を概ね50％軽減 | 税率を概ね75％軽減 |

※「ガソリン自動車、ＬＰＧ自動車」は平成30年排出ガス基準50％以上低減達成車又は平成17年排出ガス基準75％以上低減達成車に限ります。

※「クリーンディーゼル車」は平成30年度排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

**●環境負荷の大きい自動車**

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む）の税率

は概ね15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%）高くなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象自動車 | 初度登録 |
| ディーゼル自動車 | 平成23年３月31日以前 |
| ガソリン・LPG自動車 | 平成21年３月31日以前 |

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、

ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引

自動車は除きます。

令和４年度、重課対象となる自動車は右表のとおりです。

初度登録については車検証にてご確認ください。

■**税制改正により自動車税（種別割）が変わりました！**

「自動車税」は「自動車税（種別割）」に名称変更されました。また、「自動車取得税」は廃止され、「自動車税（環境性能割）」が導入されました。

**●自動車税（種別割）の税率について**

令和元年10月１日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税率が下表のとおり変更となりました。

（税率の引き下げは恒久減税です。グリーン化税制のように１年度分のみ軽減されるものではありません。）

なお、令和元年９月30日以前に新車新規登録を受けている自動車は、引き下げ前の税率が適用されます。

（所有者が変わった場合も含め税率の変更はありません。）

【自動車税（種別割）　税率表　＜自家用乗用車＞】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総排気量 | 引き下げ前（初度登録年月が令和元年９月以前） | 引き下げ後（初度登録年月が令和元年10月以降） | 差額 |
| 1,000㏄以下  | 29,500円 | 25,000円 | △4,500円 |
| 1,000㏄超1,500㏄以下 | 34,500円 | 30,500円 | △4,000円 |
| 1,500㏄超2,000㏄以下 | 39,500円 | 36,000円 | △3,500円 |
| 2,000㏄超2,500㏄以下 | 45,000円 | 43,500円 | △1,500円 |
| 2,500㏄超3,000㏄以下 | 51,000円 | 50,000円 | △1,000円 |
| 3,000㏄超3,500㏄以下 | 58,000円 | 57,000円 | △1,000円 |
| 3,500㏄超4,000㏄以下 | 66,500円 | 65,500円 | △1,000円 |
| 4,000㏄超4,500㏄以下 | 76,500円 | 75,500円 | △1,000円 |
| 4,500㏄超6,000㏄以下 | 88,000円 | 87,000円 | △1,000円 |
| 6,000㏄超 | 111,000円 | 110,000円[大阪府　自動車税（種別割）税額表](https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/jidousyazeigakuhyou.html)検索 | △1,000円 |

　　　※その他の税率は、府税のホームページ「府税あらかると」の「自動車税（種別割）税額表」をご覧ください。

■**納付の窓口**

自動車税（種別割）は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

**●金融機関等**

府の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、大阪府内の郵便局

詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の[取扱金融機関一覧](https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/kinyukikan.html)をご覧ください。

**●コンビニエンスストア等**

　　コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税（種別割）の納付書（30万円以下のもの）は、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付される場合にはレジにて必ずレシートをお受取ください。

（令和４年５月１日現在）

|  |
| --- |
| セブン‐イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店（※）※MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。 |

**●スマートフォン決済アプリを利用した納付**

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある自動車税（種別割）の納付書は、スマートフォン決済アプリ「au PAY(請求書支払い)」、「d払い請求書払い」、「PayB」、「PayPay請求書払い」、「LINE Pay請求書支払い」、「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納めることが

できます。手続きの詳細やお問合せ先は、府税のホームページをご覧ください。　　　　　　　　　　　　　　　　[大阪府　納税について](http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeinituite.html)

検索

**●インターネットからのクレジットカードによる納付**

「納付番号」と「確認番号」が記載されている自動車税（種別割）の納付書は、インターネットの専用サイト（「大阪府自動車税お支払サイト」）からクレジットカードで納めることができます。ご利用可能なクレジットカード・手続の詳細やお問合せ先は、大阪府自動車税お支払サイトをご覧ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[大阪府　自動車税お支払サイト](https://koukin-ts3card.jp/osaka_pref)

検索

|  |
| --- |
| ※　車検等のため納税証明書が至急必要な場合や、領収証書が必要な場合は、クレジットカードによる納付を利用せず、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払ください。府税事務所等で納税証明書が発行可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね２週間後です。領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。※　税額のほかに、１件（１台）につき330円（税込）の決済手数料が必要です。 |

**●Pay-easy（ペイジー）を利用した納付**

「Pay-easy（ペイジー）」マークが印刷されている自動車税（種別割）の納付書は、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納めることができます。詳細については、府税のホームページをご覧ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[大阪府　ペイジー](http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/pay-easy.html)　　　検索

自動車税（種別割）納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の交付について

**○納税確認の電子化について～納税証明書の提示が省略できます～**

車検を受ける運輸支局等において自動車税（種別割）の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示を省略できます。

※自動車税（種別割）に未納があると、これまでどおり車検を受けることはできません。

※運輸支局等への納税情報の提供は、納税後10日程度かかります。納税後すぐに車検を受ける場合には、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書を提示してください。

※納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提示する情報は、①自動車登録番号、②車台番号（下4桁に限る）、③自動車税（種別割）の納税状況（完納又は未納かどうか）です。住所、氏名、税額等の個人情報は、提供いたしません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、冊子裏面に記載の自動車税コールセンターまでお問い合わせください。

**○自動車税AIチャットボット**

ホームページ上で、自動応答機能により自動車税に関するお問合せにお答えするシステムです。

場所や時間に制限されることなく知りたい情報を得ることができます。

詳しくは大阪府のホームページをご確認ください。

右記の二次元コードを読み取ることでアクセスできます。

お問合せ及び手続き先

**■自動車税（種別割）に関するお問合せ**　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （令和４年４月１日現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **名称** | **電　話** | **担　当　区　域** |
| 自動車税コールセンター | navi10570-0 | 大阪府内全域 |
| 一部のＩＰ電話等でつながらない場合は、**０６－６７７６－７０２１**までお願いします。**受付時間　平日９：００～１７：４５**※　このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。※　お問合せの際には、自動車の**「登録番号」**及び**「車台番号（下４桁）」**をご確認ください。　　　※　納税通知書等の発送直後や９時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。■**大阪自動車税事務所**（登録（取得）時の自動車税（環境性能割・種別割）に関するお問合せ） |
| 事務所名 | **電話・ファックス** | **郵便番号** | **所在地** | **担当区域** |
| 本　所 | TEL 06(6775)1361FAX 06(6775)1365 | 543-8511 | 大阪市天王寺区伶人町２番７号（大阪府夕陽丘庁舎内） | 大阪府内全域（毎年５月に課税する自動車税（種別割）） |
| 分　室 | 寝屋川 | TEL 072(823)1801FAX 072(820)1143 | 572-0846 | 寝屋川市高宮栄町13番２号 | 登録（取得）時の自動車税（環境性能割・種別割）（注） | 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町（**大阪ナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |
| 和泉 | TEL 0725(41)1327FAX 0725(43)4541 | 594-0011 | 和泉市上代町 | 堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村（**和泉・堺ナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |
| なにわ | TEL 06(6612)7251FAX 06(6613)6077 | 559-0031 | 大阪市住之江区南港東３丁目１番14号 | 大阪市（**なにわナンバー該当区域**）（注）軽自動車税（環境性能割）は除く |

◎　本所の開庁時間は平日の午前９時から午後５時45分まで、分室の開庁時間は平日の午前８時45分から午後５時30分までです。

(注)　 軽自動車税（環境性能割）については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内　軽自動車税（環境性能割）担当）

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内　軽自動車税（環境性能割）担当）

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181（軽自動車検査協会 大阪主管事務所　軽自動車税（環境性能割）担当）

■**府税事務所**（減免申請等にかかる自動車税（種別割）の手続き窓口）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事務所名** | **電話・ファックス** | **郵便番号** | **所在地** | **担当区域** |
| 中央 | TEL 06(6941)7951FAX 06(6941)7934 | 540-0008 | 大阪市中央区大手前３丁目１番43号大阪府新別館北館 | 大阪市 | 都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 |
| なにわ北 | TEL 06(6362)8611FAX 06(6362)6760 | 530-8502 | 大阪市北区西天満３丁目５番24号 | 北区、淀川区、東淀川区 |
| なにわ南 | TEL 06(6775)1414FAX 06(6775)1363 | 543-8533 | 大阪市天王寺区伶人町２番７号（大阪府夕陽丘庁舎内） | 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区 |
| 三島 | TEL 072(627)1121FAX 072(627)1327 | 567-8515 | 茨木市中穂積１丁目３番43号（三島府民センタービル内） | 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 |
| 豊能 | TEL 072(752)4111FAX 072(752)4124 | 563-8588 | 池田市城南１丁目１番１号（池田・府市合同庁舎内） | 豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 |
| 泉北 | TEL 072(238)7221FAX 072(238)7244 | 590-8558 | 堺市堺区中安井町３丁４番１号 | 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 |
| 泉南 | TEL 072(439)3601FAX 072(439)3706 | 596-8520 | 岸和田市野田町３丁目13番２号（泉南府民センタービル内） | 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町 |
| 南河内 | TEL 0721(25)1131FAX 0721(25)1194 | 584-8531 | 富田林市寿町２丁目６番１号（南河内府民センタービル内） | 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 |
| 中河内 | TEL 06(6789)1221FAX 06(6789)2704 | 577-8509 | 東大阪市御厨栄町４丁目１番16号 | 八尾市、松原市、柏原市、東大阪市 |
| 北河内 | TEL 072(844)1331FAX 072(846)3988 | 573-8501 | 枚方市大垣内町２丁目15番１号（北河内府民センタービル内） | 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市 |

◎　開庁時間はすべて平日の午前９時から午後５時45分までです。

★ 上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★ 間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

大阪府

財務部税務局税政課　令和４年７月発行

（府税のホームページ　　[府税あらかると](https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/)　　　検索　　）

〒559-8555大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18階

TEL06-6941-0351／FAX06-6210-9932